

令和 2 年 第10回

色麻町農業委員会総会議事録

令和2年9月25日（金）

色麻町農業委員会議事録

令和2年9月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

番号	担当	氏名
1	農政	高橋たえ子
2	農地	堀籠慶浩
3	農地	鎌田一宣
4	農政	早坂勝一
5	農政	渡邊義彦
6	農政	佐藤文洋
7	農地	菅原敏臣
8	農地	阿部きよ子
9	農地	大泉貞行
10	農政	早坂成弘
11	農政	畑中長悦
12		堀籠勝恵

・出席委員 12名 ・ 欠席委員 0名

・会議録書記 遠藤由美 ・ 事務局長 山田栄男

議決事項 第28号議案 農地法第3条の規定による許可決定について
第29号議案 農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
第30号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について
第31号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定について

議長 皆様、大変ご苦労様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は12名全員でございます。
定足数に達しておりますので、第10回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
【異議なしの声あり】

議長 それでは、5番 渡邊 義彦 委員、6番 佐藤 文洋 委員にお願いいたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。
・・・省略・・・
それでは議事に入ります。

第28号議案、農地法第3条の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第28号議案、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可決定について。
上記について下記のとおり農業委員長あての許可申請を受け付けたので審議されたい。
記については、省略させていただきます。

議長 **番号19番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号19番、譲渡人 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 大字永嶋南 ○○-○○ 外14筆、地目 田及び畑、地積 22, 792 m²、譲渡事由につきましては記載のとおりでございます。
なお、譲受人の取得後の農地の効率的利用、労働力は問題なく、農業委

員会の定める別段の面積も超えており、許可要件を満たしております。

贈与に関しては、生前中に子供達への譲り渡しを明確にしておきたいとの本人の強い希望から今回の申請となりました。

議 長 内容の説明が終わりました。

現地確認の報告を5番 渡 邊 義 彦 委員よりお願い致します。

渡邊委員 それでは、番号19番について、現地確認の報告をいたします。

去る、9月10日、担当委員 堀 籠 会長、高 橋 たえ子 委員、それに私と、山田局長の4名で現地確認をしてまいりました。

申請地の内容は、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。

確認事項につきましては、申請農地の利用状況、管理状況を確認して参りました。

なお、申請地の利用状況、管理状況につきましては、問題ないと見て参りましたが、委員皆様のご審議をよろしくお願い申し上げ、報告と致します。

議 長 ご苦勞様でした。現地確認の報告が終わりました。

議 長 それでは、ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号19番は可と決しました。

以上で、第28号議案、農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり可と決しました。

議 長 **第29号議案、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。**

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第29号議案 農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定による許可申請の意見決定について。

上記について、下記のとおり宮城県知事あての許可申請を受け付けたので、意見を付して進達するため審議されたい。

記については、省略させていただきます。

議長 **番号4番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号4番、譲渡人 ○○さん、譲受人 東京都多摩市株式会社 ○○さん、申請地 高城字館○○-○○、地目 畑、地積 1, 202㎡。

申請内容は、自社運営の太陽光発電設備の設置のための転用であります。審議資料として、位置図、公図、配置図を配布しております。また、再生可能エネルギー発電事業計画の認定関係書類、東北電力との系統連携電力売電の受給契約に関する書類を併せて添付しておりますのでご参照願います。

内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を1番 高橋 たえ子 委員よりお願い致します。

高橋委員 農地法第5条の規定による、現地調査票に基づき報告いたします。

現地調査の日程及び担当委員については、第28号議案の報告と同様でございます。

申請内容は、先ほどの事務局の説明のとおりでございます。

確認事項といたしまして、農振農用地区域外でございます。

無断転用なし。

土地改良区との関係は無しでございます。

用排水路や被害防止についても問題はありませんでした。

指導事項につきましては、工事着手時における工事車両の安全対策。

施設の配置については、隣接する農地への作業路の確保を講ずるよう指導してまいります。

私たちは問題ないと見て参りましたが、委員各位のご審議をよろしくお

願い申し上げます、報告に替えさせていただきます。

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。

議 長 それでは、ご発言を頂きます。

阿部委員 売買金額はどれくらいでしょうか。

事務局長 総額で〇〇万円でございます。

早坂（成）委員 所有者本人は相談にみえておりましたか。

事務局長 委任状の提出があり、事業者が手続きを進めてきました。

議 長 他にございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号4番は可と決しました。

以上で、第29号議案、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

議 長 **第30号議案、農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。**

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第30号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。

記については、省略させていただきます。

- 議 長 番号77番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
- 事務局長 番号77番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 寺田守彦^{てらだもりひこ} さん、設定をする土地の所在 黒沢字新望月○○-○○、地目 田、地積 960㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
- 議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
- 【異議なしの声あり】
- 議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員賛成ですので、番号77番は可と決しました。
- 議 長 番号78番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
- 事務局長 番号78番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 寺田守彦^{てらだもりひこ} さん、設定をする土地の所在 四竈字新田中○○ 外9筆、地目 田、地積 20,630㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
- 議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
- 【異議なしの声あり】
- 議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員賛成ですので、番号78番は可と決しました。
- 議 長 以上で、第30号議案、農用地利用集積計画（案）の意見決定については、原案どおり可と決定いたしました。
- 議 長 第31号議案、農用地利用配分計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

議 長

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

第31号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定について。
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。
記については、省略させていただきます。

議 長

番号4番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

番号4番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長寺田^{てら}守^だ彦^{もり}ひ^こさん、設定を受ける者 農事組合法人 ○○さん、設定をする土地の所在 黒沢字新望月○○-○○、地目 田、地積 960㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

なお、本件は、第30号議案、番号77番関連でございます。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

畑中委員

法人化直後の集積・配分計画に含まれなかった理由は。

事務局長

新たに取得した農地であり、登記完了が計画作成時点に間に合わなかったため今回となりました。

議 長

他にございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号4番は可と決しました。

議 長

番号5番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

番号5番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長寺 田 守 彦 さん、設定を受け
る者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新田中○○ 外9筆、地目
田、地積 20,630㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
なお、本件は、第30号議案、番号78番関連でございます。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、番号5番は可と決しました。

以上で、第31号議案、農用地利用配分計画（案）の意見決定について
は、原案どおり可と決定いたしました。

本日附議されました案件につきましては、以上であります。

第10回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前10時00分

閉会時刻：午前10時20分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和2年9月25日

議 長（会長） 堀 籠 勝 恵 ㊟

署 名 委 員 渡 邊 義 彦 ㊟

署 名 委 員 佐 藤 文 洋 ㊟